公示番号:170632 国名:ベトナム

担当部署:社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名:サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト詳細計画策定調査(評

価分析)

# 1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析(2)格 付:3号または4号(3)業務の種類:調査団参団

# 2. 契約予定期間等

(1)全体期間:2017年10月中旬から2017年12月下旬まで

(2) 業務M/M:国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

4日 14日 6日

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3)提出期限:9月13日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センター

ビル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知:提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017 年 9 月 26 日 (火) までに個別に通知します。

# 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ベトナム/全世界
語学の種類	英語

# 5. 条件等

#### (1)参加資格のない社等:

本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種:特になし

# 6. 業務の背景

サイバーセキュリティを取り巻く環境は、世界的に急速に変化している。サイバーセキュリティのリスクが甚大化、拡散し、グローバルレベルのものとなっている。多くの国において、国家や重要インフラ(交通、エネルギー、医療、ファイナンス等)に対する「サイバー攻撃」が現実のものとなり、サイバーセキュリティの確保は途上国のみならずあらゆる国・地域において国家的課題となっている。

ベトナムでは、IT技術開発や利活用について、政府、組織、個人が有する権利と責務を規定する「国家 IT 法」、及び、インターネット上の情報セキュリティ確保のための政令や省令が 2007 年に制定された。2010 年には情報セキュリティに関する刑法が改正され、DDos 攻撃、ウイルスの意図的拡散、オンライン詐欺等の具体的な内容と罰則が規定されるなど、国家として情報セキュリティに注力している。サイバーセキュリティに係る国家戦略・関連法案は制定されており、例えば、情報セキュリティ・普及促進に関する決定(Decision893)では、2020 年までのサイバーセキュリティの普及促進に関する目標値や広報活動について規定され、情報セキュリティ人材育成に関する決定(Decision99)では、2020 年までの情報セキュリティ分野における人材育成計画が規定されている。このように、法整備制度において一定の進捗はみられているものの、具体的なセキュリティ関連のガイドラインが未制定である。また、政府機関のサイバーセキュリティ能力向上を担うベトナム情報通信省傘下の Authority of Information Security (AIS) の能力不足、国内組織間連携は十分な役割整理、効果的な情報交換がなされておらず、さらには政府機関におけるセキュリティ技術者の不足等が課題となっている。

このような状況の下、ベトナム情報通信省より、「サイバーセキュリティに関する能力向上プロジェクト」実施の要請がなされた。要請された内容は、政府サイバーセキュリティ人材の能力向上、政府情報ネットワークをサイバー攻撃(例:分散型サービス拒否攻撃)から守る機材・技術の供与、サイバーセキュリティ啓発活動などとなっている。

JICA は同プロジェクトの詳細計画策定のため、調査団を 2 回に分けて派遣する予定である。今回募集のコンサルタントは、調査団(第 2 グループ)に、評価分析団員として参画し、先方政府と協議の上、協力コンポーネントの策定を行う。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団(第2グループ)における他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の 調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年10月中旬~10月下旬)
  - ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。また、調査団(第 1 グループ)による現地調査の結果を踏まえて、必要に応じ、ベトナム側関係機関(C/P 機関等)に対する質問票(英文)を作成する。
  - ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案(和文・英文)、PO(Plan of Operations)案(和文・英文)及び事業事前評価表(案)(和文・英文)の担当分野に関する部分を作成する。
  - ③ 対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間 (2017年10月下旬~11月中旬)
  - ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
  - ② ベトナム側各関係機関との協議及び現地調査に参加する。
  - ③ プロジェクトの背景・目的・内容を確認する。(要請書や・関連報告書等の内容を踏まえた上で、ベトナム側関係機関のニーズを確認。上位計画や国全体の開発の文脈も踏まえる。)
  - ④ ベトナム側の関係機関及び組織の役割を踏まえ、実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
  - ⑤ 評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
  - ⑥ PDM 案、PO 案の作成に協力する。
  - ⑦ ベトナム関係者との協議で合意された内容につき、R/D (Record of Discussions)案及び M/M (Minutes of Meetings)案のとりまとめに協力する。
  - ⑧ 現地調査結果を JICA ベトナム事務所に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2017年11月中旬~11月下旬)
  - ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ②事業事前評価表(案)(和文・英文)及び詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

#### 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)2部
- (2) 事業事前評価表(案)(和文·英文)2部 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイ

## ドライン」

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年10月29日~2017年11月11日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

## ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ)協力企画(JICA)
- ウ)サイバーセキュリティ(JICAが別途契約するコンサルタント)
- エ)評価分析(本コンサルタント)
- ③便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、 職員等と同乗することとなります。)

エ)通訳傭上

英語⇔ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ)執務スペースの提供 なし

#### (2)参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信 グループ第二チーム (TEL:03-5226-3196) にて貸与します。
  - ・「ベトナム社会主義共和国 サイバーセキュリティに関する能力向上プロジ

ェクト」要請書(写)

・「ベトナム社会主義共和国 サイバーセキュリティにかかる情報収集・確認 調査 ファイナルレポート」

また、本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、タイトルに「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- 情報セキュリティ管理細則

## (3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」 (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf</a>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上